Ⅴ　三鷹市の財政状況

平成14年度

1　歳入（歳入からみた三鷹市という「まち」の特徴点）
2　歳出（三鷹市のまちづくりのための経費）
3　積立基金と市債
4　財政指標
5　財務諸表

　この章で、特に解説を要する語句については※印を付し、章末に「用語解説」を掲載しました。

Ⅴ　三鷹市の財政状況　平成 14 年度

1　歳入〔歳入からみた三鷹市という「まち」の特徴点〕

三鷹市の歳入の特徴は、市税収入が全体の約６割を占めており、その内訳において４割強が個人市民税であり､その他固定資産税と都市計画税を合わせた割合が同じく４割強を占めています。これらの税が、これまで三鷹市の財政の安定的な財源となってきました。このことは、三鷹市が住宅都市として発展してきた証でもあります。したがって、商工業の集積が少ないため、法人市民税の比率が低いという結果になっています。この点がよく比較の対象となる近隣の武蔵野市や府中市、調布市などと異なる点です。

ここ数年の傾向としては、恒久的な減税や景気の低迷などにより、この中心的な財源である個人市民税が伸び悩んでいます。

【図Ⅴ-１】一般会計歳入決算額と市税収入の推移

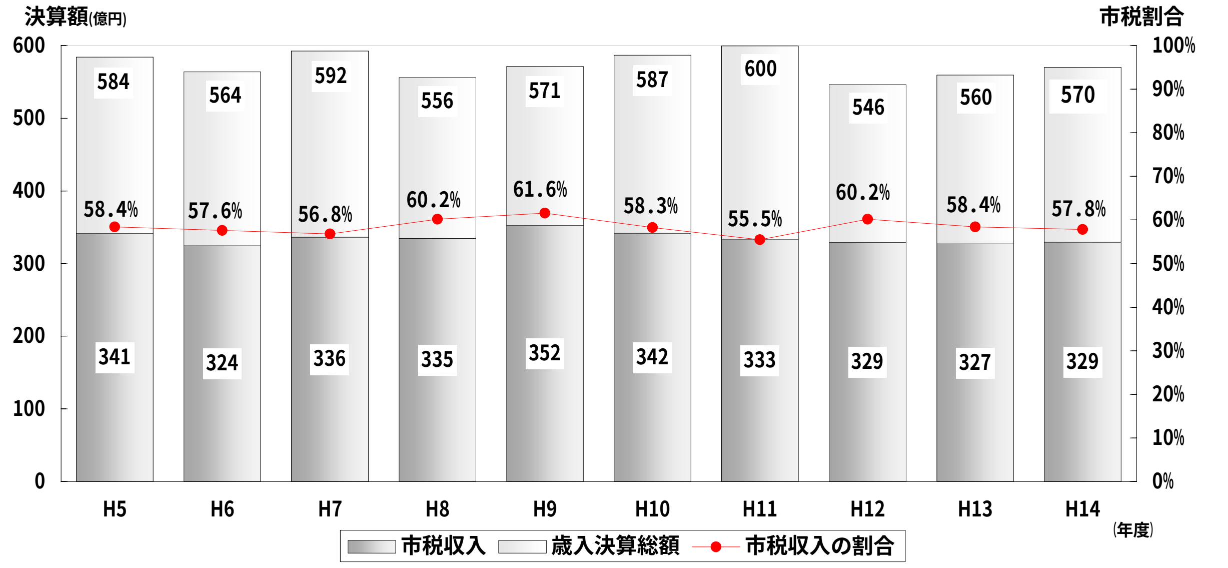

【図Ⅴ-２】平成 14 年度一般会計歳入決算

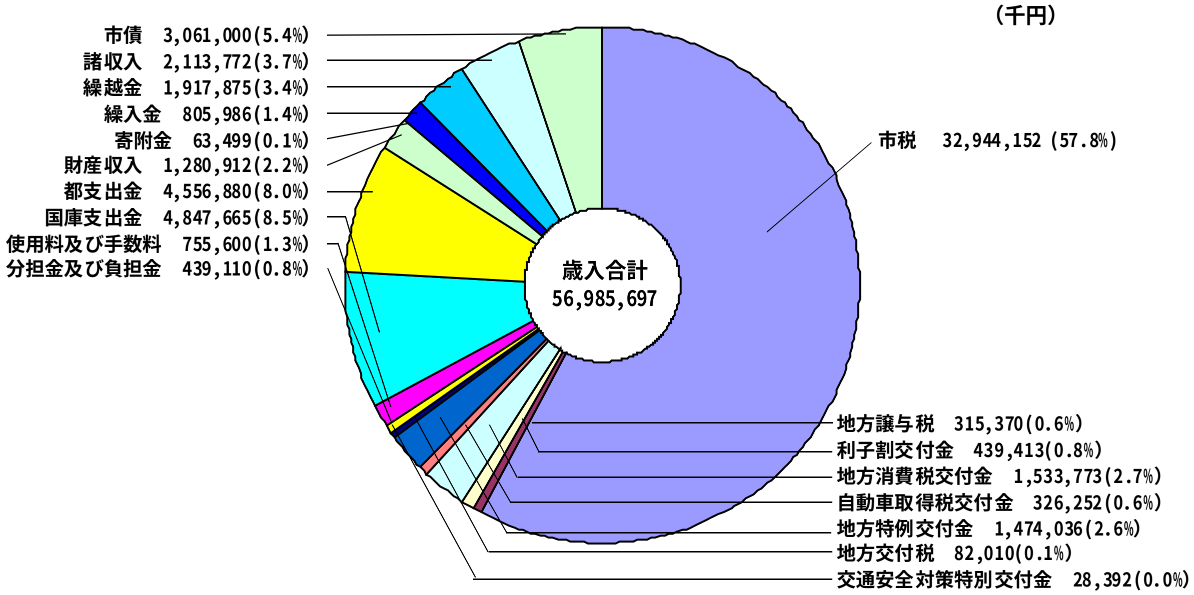

【図Ⅴ-３】平成 14 年度市税税目別構成比の近隣市比較

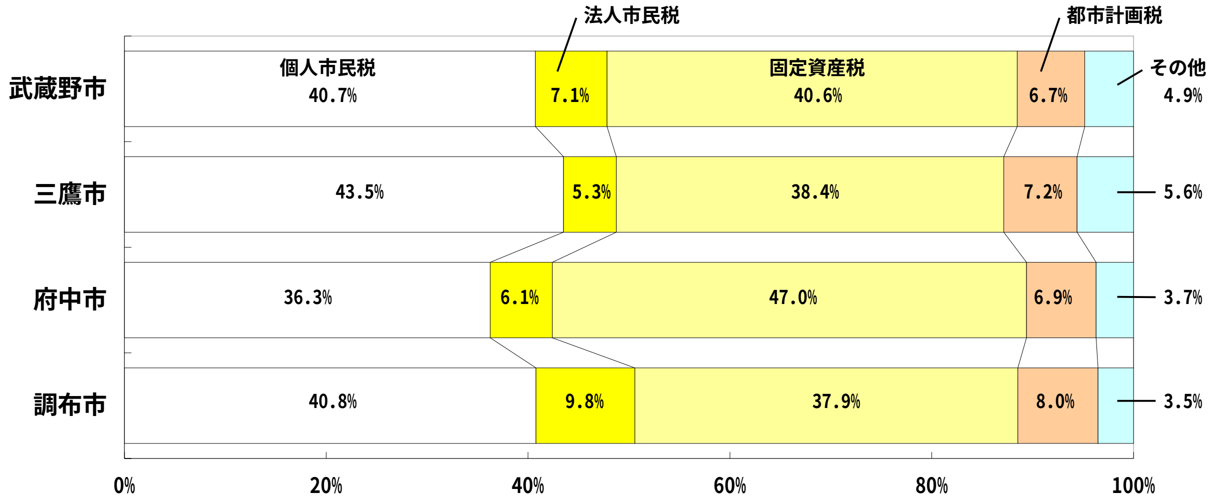

歳入科目解説

市税	普通税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税）と目的税（事業所税、都市計画税）からなる。
地方譲与税	国税の一部が客観的基準により地方公共団体に分配されるもの。三鷹市では自動車重量譲与税、地方道路譲与税、航空機燃料譲与税がある。
利子割交付金	都税として徴収された都民税利子割分のうち市町村へ配分・交付されるもの。
地方消費税交付金	都が収入した精算後の地方消費税のうち市町村へ配分・交付されるもの。
自動車取得税交付金	都税として徴収された自動車取得税のうち市町村へ配分・交付されるもの。
地方特例交付金	平成11年度の税制改正から実施された地方税の恒久的な減税の補てん措置として全市町村に交付されるもの。
地方交付税	地方財政の均衡化を図るため、地方交付税制度により国税の一部が地方自治体に配分・交付されるもの。普通交付税と特別交付税がある。三鷹市は普通交付税の不交付団体。
交通安全対策特別交付金	道路交通法の規定により納付された反則金のうち国から地方へ配分・交付されるもの。
分担金及び負担金	受益者負担の観点から納入を課したもので、各種福祉施設の入所措置費負担金、保育所保育料負担金などがある。
使用料及び手数料	文化施設・体育施設など各種施設の利用料金、道路占用料、また各種証明書交付や申請に係る手数料・証紙収入などがある。
国庫支出金	国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。負担金には生活保護費負担金など、補助金には各種福祉関連事業に係るものや用地取得・道路建設事業に係るものなど、委託金には基礎年金事務に係るものなどがある。
都支出金	都負担金、都補助金、都委託金に分類される。負担金には各種福祉関係手当の負担金など、補助金には各種福祉関連事業に係るものや用地取得・道路建設事業に係るものなど、委託金には都税徴収委託金などがある。
財産収入	市有財産の貸し付けや売払いなどにより得た収入。土地貸付収入、土地売払収入など。
寄附金	寄附者により使途が特定されない一般寄附と、使途が限定された指定寄附がある。
繰入金	特別会計からの繰入金と、各種事業などに充当するためにとりくずした基金からの繰入金がある。
繰越金	前年度決算における剰余金を次年度に繰り越したもの。
諸収入	他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。
市債	建設事業などを実施する際に起こした地方債のほか、減税に伴う補てん措置として発行した地方債などがある。

2　歳出（三鷹市のまちづくりのための経費）

歳出の構成を見る場合、どのような行政目的に使われたかで分類する「目的別歳出」と、どのような性質の経費として支出されたかで分類する「性質別歳出」の二つの見方があります。目的別歳出のここ数年の特徴的な傾向としては、投資的経費が多くを占める土木費の割合が減少し、義務的経費が多くを占める民生費は介護保険制度の導入により平成 12 年度において微減したものの、依然として高い割合を示しています。また、義務的経費そのものである公債費については増加傾向にあります。

性質別歳出では、人件費・扶助費・公債費を合わせて「義務的経費」、普通建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費を合わせて「投資的経費」、その他の性質を合わせて「その他の経費」と大まかに分類することもあります。

三鷹市では、こうした歳出経費によってまちづくりを行うとともに、例えば「三鷹市立アニメーション美術館（三鷹の森ジブリ美術館）」、「三鷹産業プラザ」などのように、民間や国・東京都との協働・協力により建物等の寄附や使用許可を受けるなどの工夫に努めることにより、市民福祉向上のための事業を推進しています。

【図Ｖ-４】平成 14 年度一般会計歳出決算（目的別）

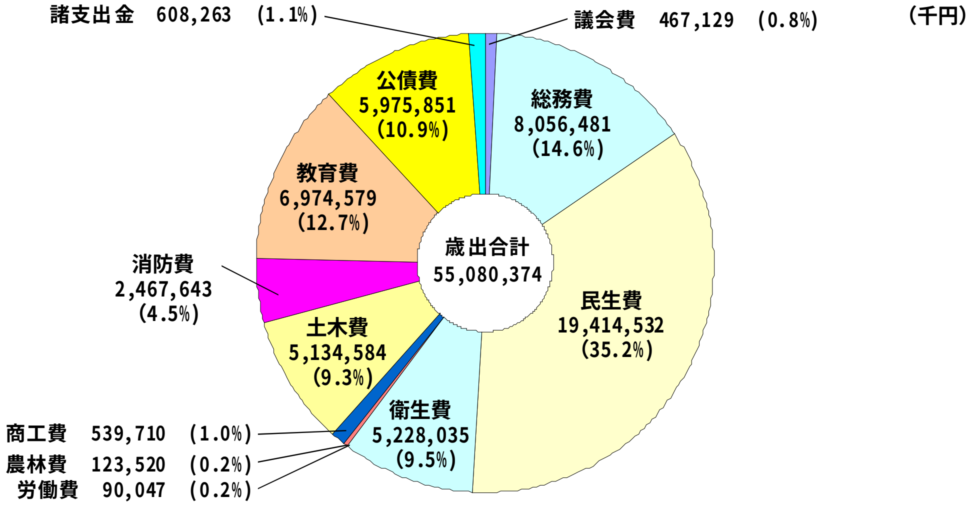

【図Ｖ-５】一般会計歳出決算額と民生費・土木費・公債費の割合の推移

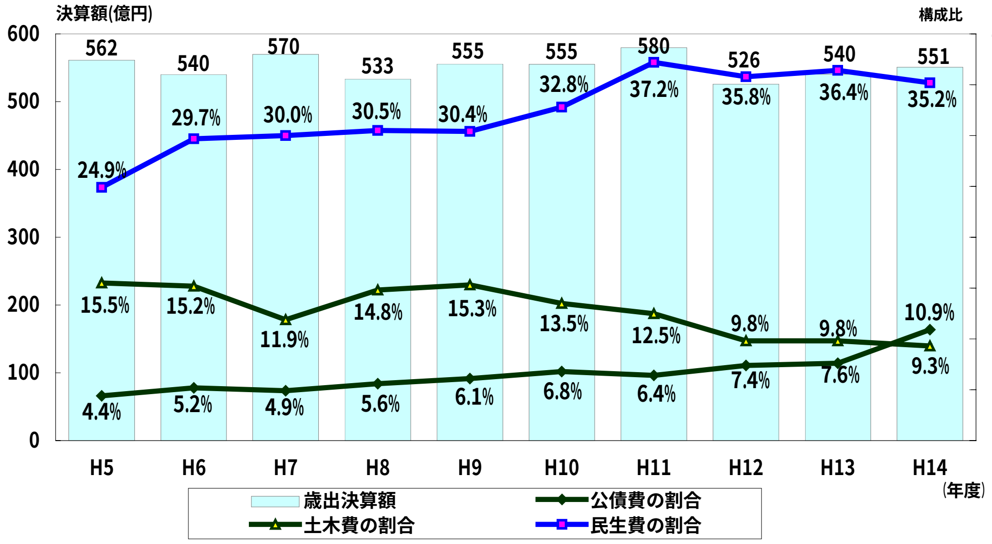

【図Ｖ-６】一般会計歳出決算額と性質別経費の割合の推移

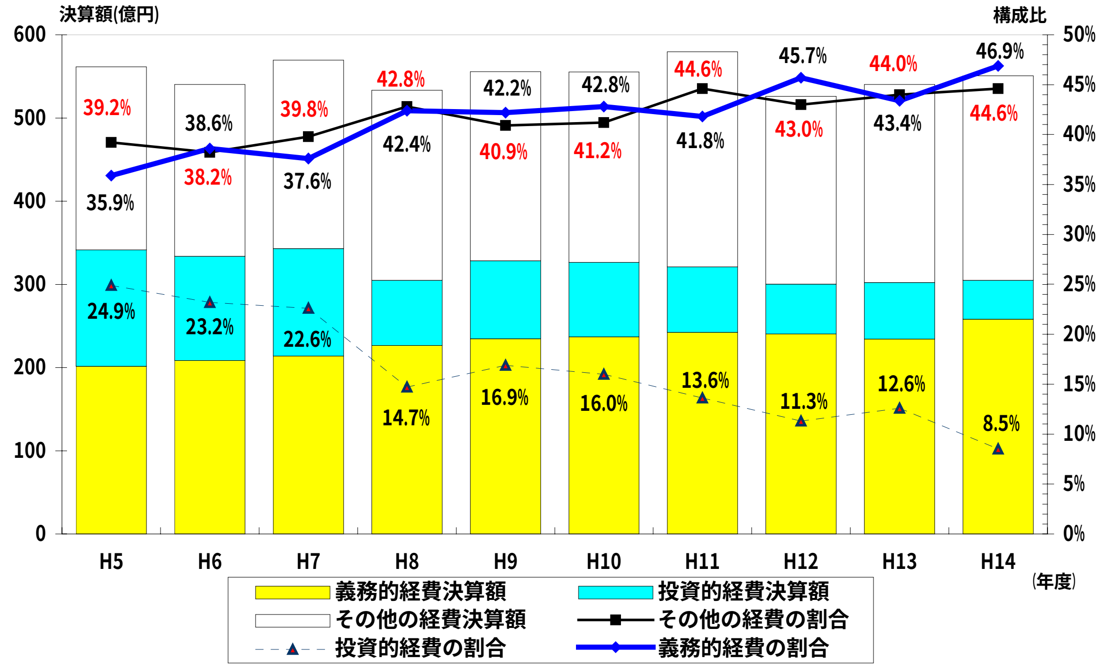

【図Ｖ-７】平成 14 年度一般会計歳出決算（性質別）

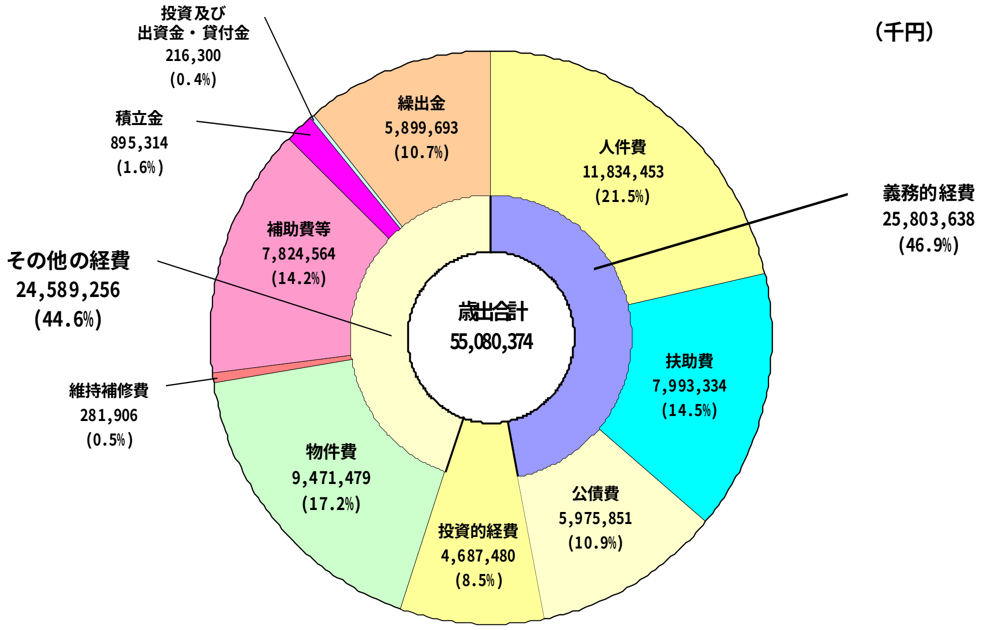

※平成 14 年度の公債費の決算額には、実質的な低利債への借換え、水道事業の都営一元化に伴う措置などによる繰上償還額 19 億 7,707 万円が含まれており、これを除く実質的な構成比は 7.3%です。

3　積立基金と市債

積立基金と市債は、市予算などの単年度の収支とは別に、市の長期的な財政運営を支える重要な財源となるもので、個人でいえば預金と長期ローンに当たります。

積立基金は、将来の施策の実現のために、積み立てられた市の預金で、市債は、現在の施策の実現（＝現在及び将来の市民の活用）のために、借り入れられた長期的な借金です。いずれも、施設建設費をはじめとした高福祉・高環境のまちづくりを推進するための事業に活用されています。

【図Ⅴ-８】積立基金現在高（普通会計※）の推移

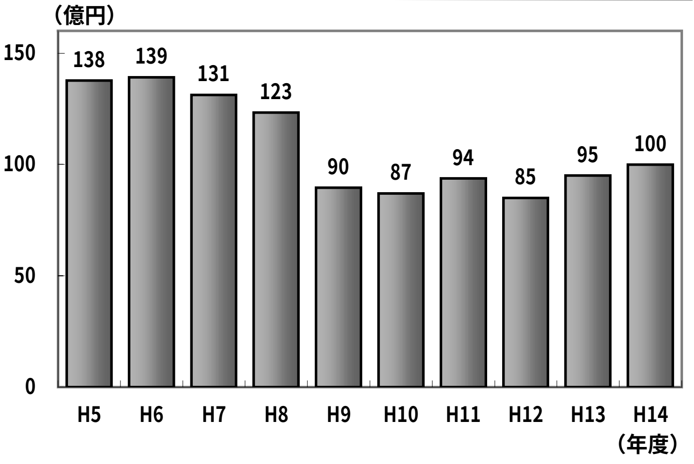

その推移を見ると、積立基金については、厳しい財政状況のもとにおいて計画的な施策展開を図る中で、市税収入の低迷などによる歳入不足を補うためにその活用が図られた結果、その残高は、平成５年度末に 138 億円であったものが、平成 10 年度末には 87 億円まで減少しましたが、ここ数年は微増傾向で推移しています。

一方、市債現在高は平成５年度末に 415 億円であったものが、平成８年度末には 524 億円まで増大しましたが、ここ数年は借入を抑制したことや、繰上償還を行ったことにより、減少傾向を示しています。また、数か年にまたがるような大規模な建物などの建設事業や、市が将来買い取ることを前提として土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費（公社における長期借入金）などに対して、債務負担行為※を設定していますが、これらについても減少の傾向にあります。

【図Ⅴ-９】市債現在高（普通会計）の推移

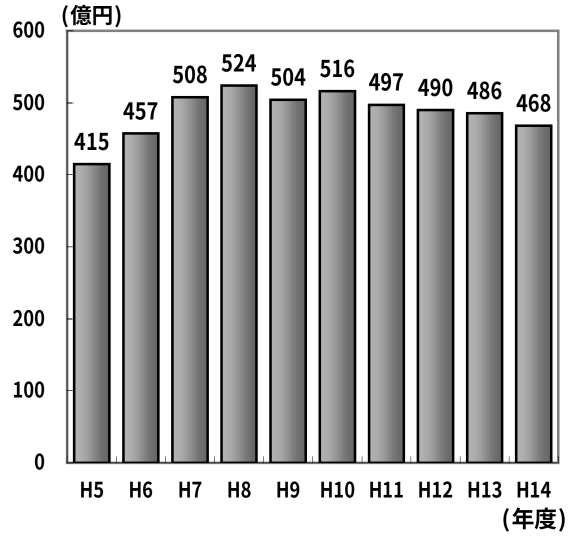

【図Ⅴ-10】債務負担行為残高（普通会計）の推移

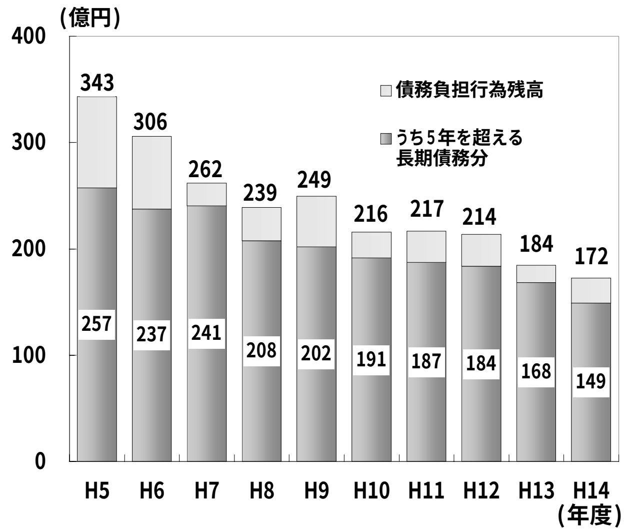

4　財政指標

地方財政の状況をみる指標として各種の財政指標がありますが、ここではその主な３項目について、三鷹市における過去 10 年の推移と 26 市平均値との比較を行います。いずれも収入に対する支出の割合を示す指標ですが、市税収入の低迷などを反映した財政の硬直化と財政力の減退が見られるものの、「三鷹市行財政システム改革大綱」で設定している主要財政指標の達成を図りながら行財政改革の推進などにより、経営の改善に取り組んでいます。

(1)　経常収支比率の推移

財政構造の弾力性を測るための指標として用いられる経常収支比率※は、一般に都市部にあっては 70%～80%が適当とされ、80%を超えると財政が硬直化してきているとされています。近年、特に三鷹市のような都市部の自治体では、一定の都市基盤整備が整い、維持管理経費が中心となる傾向が強まっていることから、80%を超える状況が続いています。三鷹市における過去 10 年間の推移をみると、平成５年度に、83.3%であった数値は、その後、バブル経済の崩壊に伴う市税収入の低迷などから上昇を続けました。特別減税、その後の恒久的減税など政府の経済政策の影響などにより、「硬直化」といわれる 80%を超える水準で推移し、平成 14 年度は 84.7%となっています。この間では、特に平成８年度は 91.6%と、90%を超すこととなりましたが、この年度の都下 27 市の平均は 91.9%で、しかも５市が 100%を超すという異例の事態となりました。なお、平成 14 年度は前年度より 2.0 ポイント下回りましたが、これは、臨時財政対策債を活用した市債の実質的な低金利債への借換え（10 億 6800 万円）を行った要因もあるため、この特殊要因を除いた経常収支比率は 87.2%で、前年度を若干上回る水準であったといえます。

【図Ⅴ-11】経常収支比率の推移

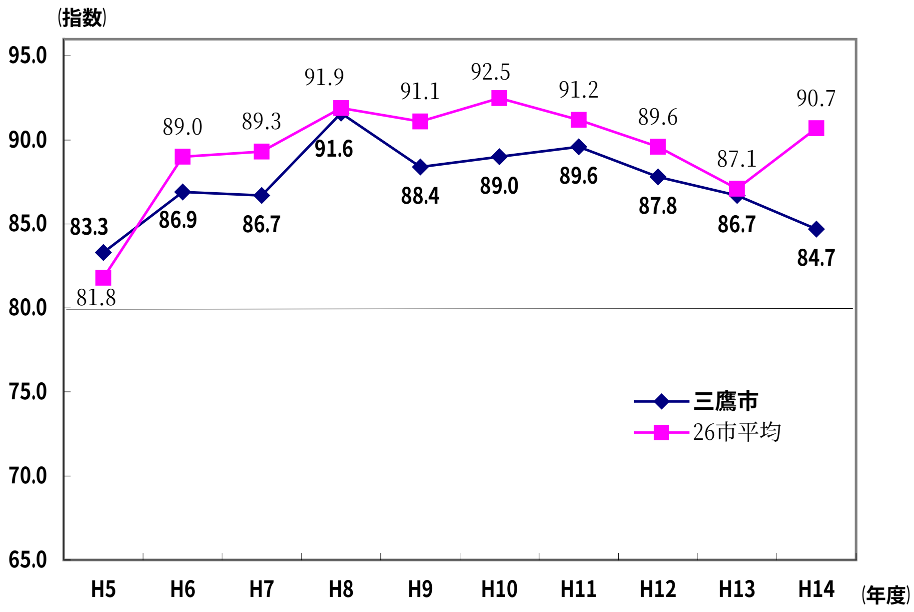

（注）平成 14 年度の三鷹市の経常収支比率は、実質的な市債の借換え分を除いて算定すると、87.2%になります。

(2) 公債費比率の推移

市町村は地方自治法第 230 条等の規定により、都道府県知事の許可を受けて地方債を起こすこと（起債）ができ、三鷹市においても建設事業や用地取得事業などの投資的な事業の実施にあたり、こうした地方債を発行してきました。公債費とは、その借り入れた地方債の元利償還金の支払いに要する経費のことで、公債費比率※は、地方交付税制度上算定される標準財政規模※における公債費の占める割合をいいます。財政構造の健全性を維持するためには、通常この比率が10%を超えないことが望ましいとされていますが、三鷹市において昭和 40 年代から１桁台で推移してきた公債費比率は、平成７年度に 10%を超過しました。これは、芸術文化センター、特別養護老人ホームなどの施設整備の進展に伴う市債の元利償還金が生じ、公債費が増加したのに比べ、市税収入の低迷を反映して標準財政規模が伸び悩みを続けたことから、数値が上昇したものですが、後年度負担に配慮し繰上償還を積極的に行った結果、平成 12 年度からは再び 10%を下回る水準となっています。

なお、中・長期的な財政運営の観点から、この白書では、公債費比率のほか、市債の残高等の状況を示しています。市債残高については、前項目「３　積立基金と市債」に掲載するとともに、後項目「５　財務諸表」において、普通会計のほか市全体及び外郭団体を含めたバランスシートを掲載し、表記しています。

【図Ⅴ-12】公債費比率の推移

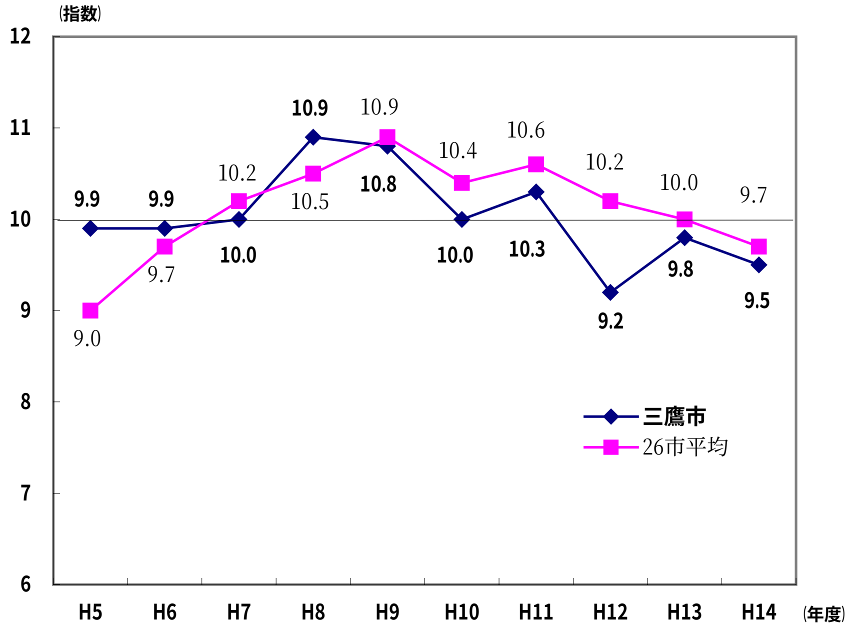

(3)　財政力指数（単年度）の推移

財政力指数※は、地方交付税制度における基準財政収入額※を基準財政需要額※で除した数値（単年度の財政力指数）の過去３カ年の平均値をいいます。この基準財政収入額と基準財政需要額というのは、いずれも標準的な地方公共団体の収入と需要を全国統一的に、客観的・合理的に測定するために算出された数値とされており、各団体の実際の財政内容を表現したものではありません。この指数は、一般的に地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、“１”を超えるほど財政に余裕があるものとされています。また、基準財政収入額に比べて基準財政需要額が上回る場合（単年度の財政力指数が“１”を下回る場合）は、その団体が財源不足に当たるとして、不足相当分は普通交付税の交付を受けることができます。ただ、多くの自治体がこの交付税制度に依存していることが、地方の自立を妨げる一因になっているとも指摘されています。

平成５年度の三鷹市の財政力指数（単年度）は“1.304”でしたが、平成５年度以降はバブル経済崩壊後の地方財政の収支悪化を反映して下降をたどり、平成10年度は“1.168”と14年ぶりに1.1台になり、以降1.1台で推移しています。行政需要が多様化する一方で、景気低迷による市税収入の伸び悩みが数値下降の要因となっています。なお、この間、平成５年度は全国で165団体あった普通交付税不交付団体が、平成14年度は104団体（全体の3.2%）にまで減少してきており、ここにも地方財政をめぐる厳しい状況があらわれているとともに、ほとんどの団体が地方交付税に依存していることから、財政的に自立できる団体を増やすという地方財政制度改革（三位一体改革※１）の推進が求められています。

※１　地方自治体の財政基盤や自立性を強化し、真に住民にとって必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的・自立的に提供できることを目指す地方財政改革のことで、「国から地方へ支出される補助金の削減」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税制度の見直し」の三本の柱から成り立っています。

【図Ⅴ-13】財政力指数（単年度）の推移

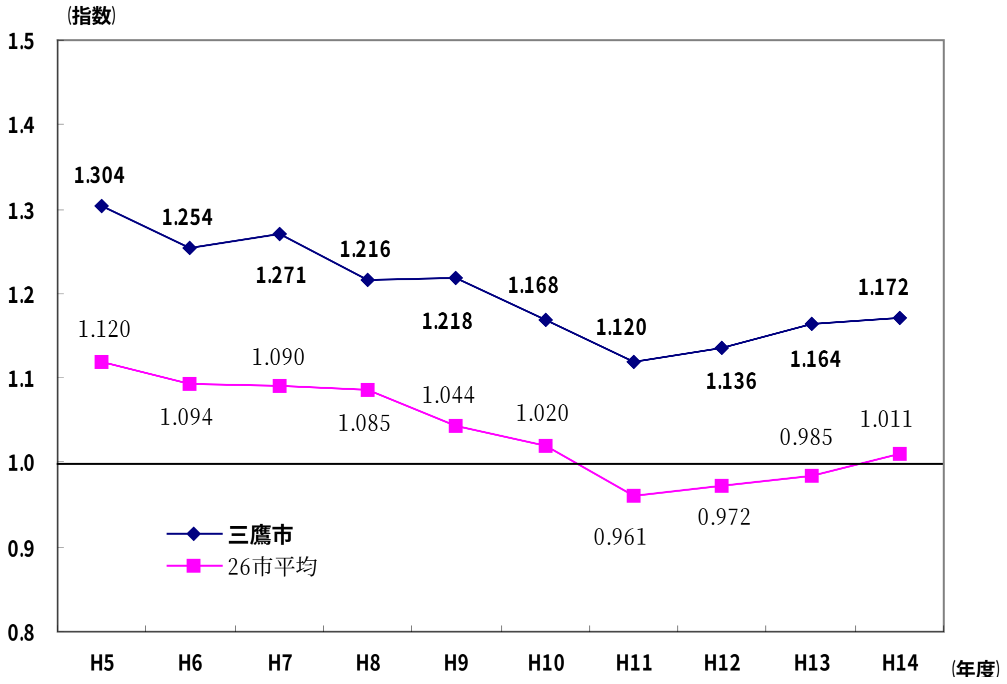

【図Ｖ－14】平成 14 年度財政指標の近隣市比較

経常収支比率

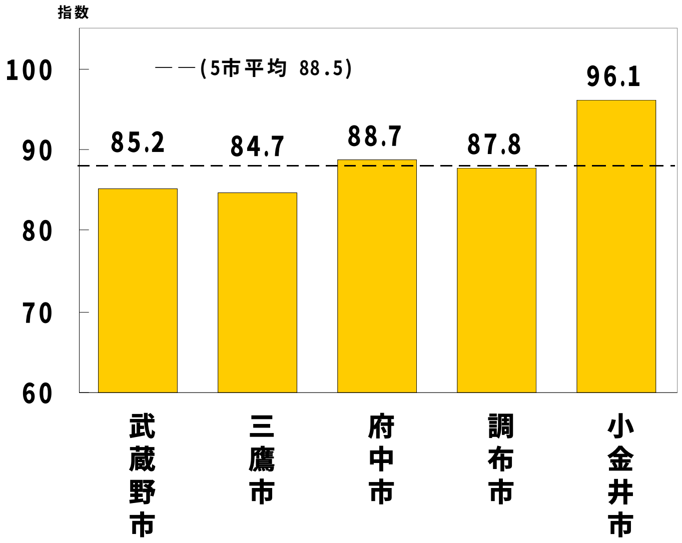

公債費比率

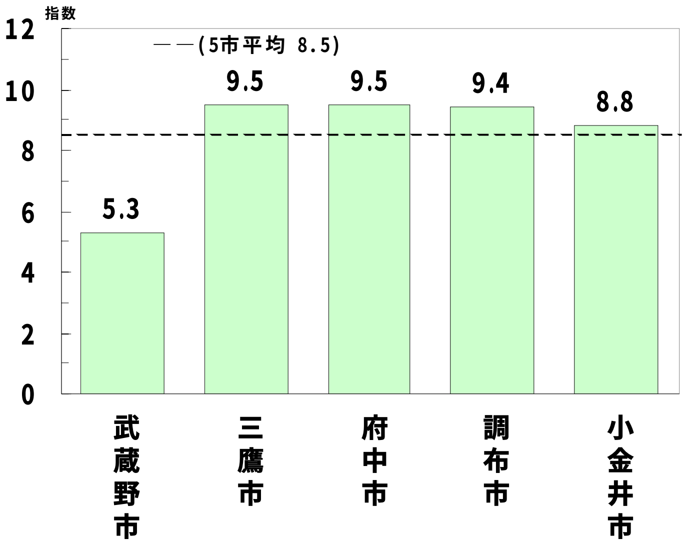

財政力指数

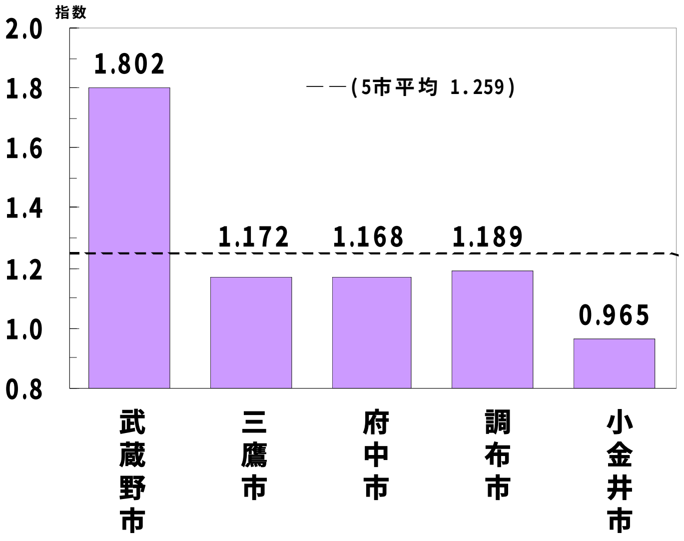

5　財務諸表

近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計的手法の活用が注目されるようになりました。

三鷹市においても、総務省から発表された財務諸表作成に関する基準によるバランスシート、行政コスト計算書及び市独自の連結バランスシートを作成しました。これらを作成することにより、減価償却後の累計された市の資産形成、負債等の全容が明らかになり、今後の中・長期的な財政運営に活用していきます。

三鷹市の財務諸表（平成14年度）については、その詳細版を三鷹市自治体経営白書2004資料編（242ページ以降）に掲載しています。

(1)　バランスシート

①　バランスシートとは

バランスシート（貸借対照表）とは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。バランスシートでは、下記の図のように、借方（左側）には資産、貸方（右側）には負債と正味資産が表示され、資産 = 負債 + 正味資産という関係にあります。負債と正味資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか（資金の調達）を、資産はその調達した資金を何に使ったか（資金の使途）を表わしています。なお、自治体のバランスシートでは民間企業における「資本」という概念がなく、「正味資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表わしています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表わしています。

【図Ⅳ－15】

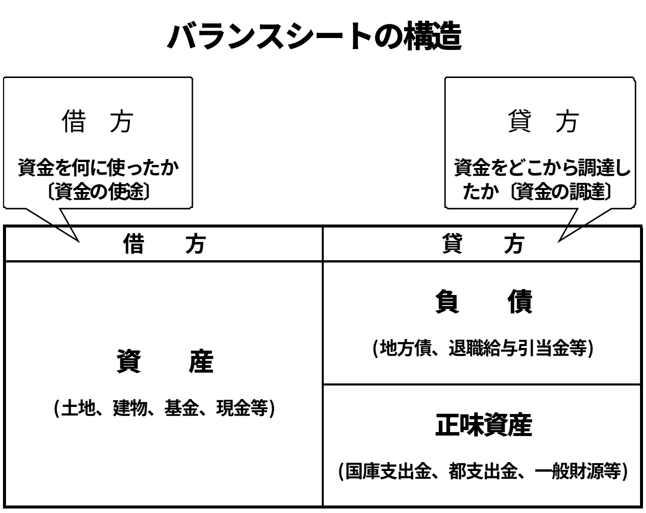

②　普通会計・市全体・連結バランスシート

総務省の基準による、普通会計バランスシート及び普通会計に市の全特別会計※1を加えた市全体バランスシート、さらに市独自のものとして、土地開発公社などの出資団体※2を加えた連結バランスシートの３種類のバランスシートを作成しました。

三鷹市全体でみると、普通会計では表われなかった下水道のインフラ資産が総資産の6.4%を占め、次頁の数値比較表（図Ⅴ－17）からもわかるように、これらインフラ資産の建設に、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われるため、資産の倍率が1.11倍であるのに比べ、負債が1.18倍となり、負債の増加率が資産の増加率を上回っている状況となっています。

また、平成14年度においては上水道事業が一元化され三鷹市から切り離されたことなどに伴い、前年度と比較して有形固定資産、地方債、正味資産が大きく減少しています。

連結バランスシートでは、固定負債である地方債のうち、土地開発公社が 20%程度を占めており、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえでも、土地開発公社の計画的な活用と経営の健全性の維持に努める必要があります。

※１　市全体バランスシートにおける特別会計は、①国民健康保険事業会計、②下水道事業会計、③老人医療会計、④介護保険事業会計等です。

※２　連結バランスシートにおける出資団体は、①三鷹市土地開発公社、②(財)三鷹市芸術文化振興財団、③(財)三鷹国際交流協会、④(財)三鷹市勤労者福祉サービスセンター、⑤(社)三鷹市社会福祉事業団、⑥(株)まちづくり三鷹です。

〔図Ⅴ－16〕

○バランスシート（普通会計・市全体・連結）　〔平成14年度〕

（平成15年3月31日現在）

（単位：億円）

借　　方	普通会計	市全体	連結	貸　　方	普通会計	市全体	連結
〔資産の部〕				〔負債の部〕			
1.固定資産				1.固定負債			
(1)有形固定資産	1,923.7	2,116.0	2,260.4	(1) 地方債	439.5	539.0	678.6
(うち土地)	(1,342.0)	(1,364.5)	(1,504.1)	(2) 債務負担行為	0.0	0.0	0.0
(2)無形固定資産	0.0	3.5	3.7	(3) 退職給与引当金	167.3	176.3	176.8
固定資産合計	1,923.7	2,119.5	2,264.1	(4) その他	0.0	0.0	0.2
				固定負債合計	606.8	715.3	855.6
2.投資等							
(1) 投資及び出資金	19.1	19.1	3.7	2.流動負債			
(2) 貸付金	0.1	0.2	0.2	流動負債合計	29.3	34.2	51.2
(3) 基金	79.0	83.7	85.4				
(4) 基本財産	0.0	0.0	13.0				
投資等合計	98.2	103.0	102.3	負債合計	636.1	749.5	906.8
3.流動資産				〔正味資産の部〕			
(1) 現金・預金	40.4	47.8	52.4	正味資産合計	1,446.0	1,553.0	1,555.0
(2) 未収金	19.8	32.2	41.9				
(3) その他	0.0	0.0	1.1				
流動資産合計	60.2	80.0	95.4				
資産合計	2,082.1	2,302.5	2,461.8	負債・正味資産合計	2,082.1	2,302.5	2,461.8

〔図Ⅴ－17〕

○普通会計と市全体・連結バランスシートの数値比較〔平成14年度〕

(単位：千円)

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資　　産	208,209,179	230,251,169	1.11倍	246,182,575	1.18倍
負　　債	63,606,468	74,954,941	1.18倍	90,684,513	1.43倍
正味資産	144,602,711	155,296,228	1.07倍	155,498,062	1.08倍

(2)　行政コスト計算書

バランスシートが一定時点の資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（コスト）を表示しています。

特徴的なこととして、バランスシートの有形固定資産の割合が低い民生費・衛生費などが、行政コストの面からみると生活保護費やごみ収集委託など人的・給付サービスの比重が大きいことから、高い割合を示しています。

〔図Ⅴ－18〕

○行政コスト計算書〔平成14年度〕　（自平成14年4月1日　至平成15年3月31日）

[行政コスト]

(単位:億円)

		総額	(構成比)	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	その他
1	(1)人件費	106.2	(22.2%)	25.3	32.4	5.2	8.2	28.9	6.2
	(2)退職給与引当金繰入等	13.1	(2.8%)	3.4	4.3	0.7	1.1	3.3	0.3
	小計<人にかかるコスト>	119.3	(25.0%)	28.7	36.7	5.9	9.3	32.2	6.5
2	(1)物件費	87.1	(18.2%)	22.7	15.5	23.8	4.6	18.1	2.4
	(2)維持補修費	2.8	(0.6%)	0.1	0.1	0.1	2.0	0.5	0.0
	(3)減価償却費	33.8	(7.1%)	9.9	2.4	0.3	11.5	7.6	2.1
	小計<物にかかるコスト>	123.7	(25.9%)	32.7	18.0	24.2	18.1	26.2	4.5
3	(1)扶助費	79.9	(16.7%)		78.6	0.0		1.3	
	(2)補助費等	78.3	(16.4%)	10.9	14.2	22.1	0.5	5.5	25.1
	(3)繰出金	55.9	(11.7%)	0.0	45.3	0.1	10.5	0.0	0.0
	(4)普通建設事業費	3.8	(0.8%)	0.0	0.1	0.6	2.9	0.0	0.2
	小計<移転支出的なコスト>	217.9	(45.6%)	10.9	138.2	22.8	13.9	6.8	25.3
4	(1)公債費（利子分のみ）	14.0	(3.0%)						14.0
	(2)不納欠損額	2.6	(0.5%)						2.6
	小計<その他のコスト>	16.6	(3.5%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.6
	行政コスト　a	477.5	—	72.3	192.9	52.9	41.3	65.2	52.9
	(構成比)	—	—	(15.1%)	(40.4%)	(11.1%)	(8.7%)	(13.7%)	(11.0%)

[収入項目]

		総額	(構成比)	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	その他
1	使用料・手数料等 b	25.3	—	4.2	9.6	6.9	3.0	1.1	0.5
2	国庫（都）支出金 c	81.5	—	4.7	68.0	3.9	0.4	2.5	2.0
3	一般財源 d	361.8	—						
	収入（b+c+d） e	468.6	—						
4	正味資産国庫（都）支出金償却額　f	4.0	—						
5	期首一般財源等	1,291.9	—						
	差引（e+f-a）一般財源等増減額	△4.9	—						
6	期末一般財源等	1,287.0	—						

《用語解説》

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。市税、国税からの譲与税、都税からの交付金などの一般財源のうち経常的に収入される財源が、人件費・扶助費・公債費などの義務的性格の経常経費に対してどの程度充当されているかをみることで、その団体の財政構造の弾力性が判断できるとされる。

公債費比率

地方債の元利償還及び利子の支払に要する経費（公債費）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合。通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、この比率が10%を超さないことが望ましいとされている。

なお、この公債費に、土地開発公社の償還費等長期の債務負担行為の解消に係る支出を加えて算出したものを「準公債費比率」という。

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。国の地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定されるものであり、例えば、個人市民税では前年度の数値に全国的な想定伸率を乗じたり、税制改正による影響を理論的に指数化して算定される。また、都市部の自治体に限定されている都市計画税が除かれていたり、実際の市税収入とも多少異なる金額で算定される。

債務負担行為

地方公共団体が将来に支出を伴う債務を負担する行為については、その行為をすることができる事項、期間および限度額を定めて、予算の一部を構成するものとして議会の審議・議決を要することとなっている。債務負担行為は、主に数ヵ年にまたがるような大規模な建物や構築物などの建設事業や、当該地方公共団体が将来買い取ることを前提として土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して設定される。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、自治体間の財政比較や統一的な掌握を可能にするため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である。具体的には、一般会計と特別会計のうち、公営企業会計や収益事業会計等に含まれない特別会計を合算した会計区分をいう。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３ヵ年の平均値をいう。地方交付税制度では、財政力指数が「１」を上回ると基準財政収入額に余力があるとされるが、逆に「１」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足する分を普通交付税として交付する仕組みとなっている。現在、全国約3,300の地方自治体のうち約97%の自治体が財政力指数「１」以下であり、国からの普通交付税の交付なしでは財政運営ができないという状況となっている。

基準財政収入額

標準財政規模のおおよそ75%を基準財政収入額という。これは、自治体の一般財源（＝標準財政規模）のうち75%が標準的な水準の行政に使用され、残りの25%は標準的な水準を超えた行政経費や各自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上に立って算定されることによる。

基準財政需要額

地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出するもの。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに緻密に計算される。